

平成30年10月2日

西日本弁理士クラブ会員各位

西日本弁理士クラブ若手会
リーダー 高橋 大輔
担当運営委員 片岡 泰明

西日本弁理士クラブ若手会主催

研修「審査官・審判官の『審査』と特許行政の取り組み」

拝啓 秋晴の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は若手会のためにご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、西日本弁理士クラブ若手会では、下記のとおり「審査官・審判官の『審査』と特許行政の取り組み」をテーマとして、特許庁の審査官・審判長を務め、現在は大阪工業大学教授である杉浦淳先生に、審査官や審判官がどのようにして進歩性の判断を行っているのか、及び、特許庁が打ち出したデザイン経営や標準必須特許（SEP）ガイドラインなどの最新の特許行政の内容について、ご自身の実体験に基づいてお話いただきます。研修後には懇親会も予定しております。杉浦先生にはご講演後の懇親会にもご参加いただけるとのことであり、皆様の特許庁への日ごろの疑問にもお答えいただける場になると思っておりますので、会員皆様の奮ってのご参加をお待ち申し上げます。

当研修は、西日本弁理士クラブの会員のみならず、西日本弁理士クラブに興味を持っている若手弁理士の方、更には弁理士試験合格者で未登録の方にもご参加頂きたいと考えております。お近くに興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひお誘いあわせの上、ご参加下さい。

敬具

記

- 日時 : 平成30年10月30日 (火)
18:30～20:30 (18:00受付開始)
- 場所 : 日本弁理士会近畿支部 (明治安田生命大阪梅田ビル25階)
(<http://www.kjpaa.jp/access>)
- 定員 : 80名 ※先着順で定員になり次第締め切らせて頂きます。
- 受講料 : 西弁会員: 無料 / 非会員: 1000円 (当日入会の場合は無料)
- 懇親会会費: 4000円
(懇親会は研修終了後2時間程度、場所は研修会場近辺を予定)

受講希望の方は、下記入力フォームから10月23日(火)までにお申し込み下さい。

<https://nishiben.jp/wakatekaikenshu2018>

お申込みは、下記参加申込先へのFAX又はメールでも受け付けています。

FAX (06-6242-0321)

E-Mail (ykataoka@goto-patent.com: 片岡 泰明)

「審査官・審判官の『審査』と特許行政の取り組み」研修内容

講師紹介 弁理士 杉浦 淳 (弁理士登録 2015年)

今回の研修の講師の杉浦 淳 (すぎうら じゅん) 先生は、1987年に特許庁に入庁され、1991年 審査第二部 土木 審査官、1996年 外務省 在モロッコ日本大使館 一等書記官、2000年 特許庁 審判部 審判官 審判企画室 課長補佐、2005年 (財)知的財産権研究所 研究部長、2009年 特許庁 審判部 アミューズメント 審査監理官、2013年 特許庁 審判部 第三部門 審判長を歴任されており、そして2015年から大阪工業大学 知的財産研究科 教授を務められています。

講義内容

特許庁の元審査官・審判長を務めた、杉浦淳教授 (現大阪工業大学) に、審査官や審判官の視点から、特許実務において重要な審査基準の使い方と、特許庁が打ち出したデザイン経営やSEPガイドラインなどの最新の特許行政の内容を、ご自身の実体験に基づいてお話いただきます。

※取得単位：2単位 (予定) この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2単位が認められる予定です。

【注意事項】15分以上の遅刻をした場合には、受講したものと認められません。公共交通機関等の遅延、自己の行為に起因しない理由であっても、受講したものと認められませんので、時間に余裕をもって会場にお越しください。また、中座、早退の場合については、時間にかかわらず、受講したものと認められません。

-----<キリトリ不要>-----

[申込欄] 特許業務法人 後藤特許事務所 片岡 泰明 宛

(FAX: 06-6242-0321)

研修「審査官・審判官の『審査』と特許行政の取り組み」を受講します。

ご氏名 : (登録番号:)

ご勤務先 :

ご連絡先 : (携帯・自宅・勤務先)

E-mail :

会 員 : クラブ会員 [] / 非会員弁理士 → 当日入会 [する・しない]

懇親会 : 参加する [] / 参加しない []